

佐高专総第 号  
年 月 日

殿

佐世保工業高等専門学校長

○ ○ ○ ○

ネーミングライツ事業契約解除通知書

年 月 日付け佐高专総第 号で採用の決定があったネーミングライツ事業について、次の理由により契約解除を決定しましたので、佐世保工業高等専門学校ネーミングライツ事業規程第22条第2項の規定により通知します。

なお、第23条の規定により、既に納入されましたネーミングライツ料については、同条第1項第6号により本校が契約を解除した場合を除き返還いたしません。

対象施設等	
解除日	年 月 日
解除理由	